

# 高知憲法速報

№104 2007. 2. 3  
 発行：高知憲法会議事務局  
 088-872-3406  
 編集人 事務局 徳弘嘉孝

## 高知憲法会議第6回総会

1月29日（月）午後6時から高知民商会館で、高知憲法会議第6回総会を開きました。冒頭に自由法曹団の田中美和子弁護士が憲法をめぐる情勢についてミニ講演を行いました。議長に高橋豊房代表委員を選出。土田嘉平代表委員が開会挨拶。春名なおあき代表委員からメッセージが寄せられました。徳弘嘉孝事務局長が総括、情勢、方針、役員案を一括提案。入江博孝事務局次長が決算、予算案の提案。高橋健會計監査が監査報告。討論では緊迫した情勢の下、憲法会議の役割の重大性について発言が続きました。今年役員会の回数も増やしてしっかり闘うことを確認しました。出席者は23名。議案を原案通り承認した後、野崎英明代表委員の閉会挨拶で終了しました。当面、改憲手続き法の廃案に向けて運動を広げなければなりません。

## 改憲手続き法は九条を変えることに直結

改憲手続き法案は、昨年末臨時国会終了直前に、自公与党と民主党の間で妥協の話が急進展、この通常国会での成立が狙われています。与党案と民主党案が歩み寄った主なものを列記します。

- # 民主党は重要な国政事項を国民投票の対象とする主張を引っ込め憲法改正に限定することで合意
  - # 投票権者の年齢を18歳以上と規定するが、他の法改正（公選法、民法）との関係で、法改正までの間、当面は20歳以上で実施
  - # 公務員・教育者の国民投票運動は、禁止することを明記するが、罰則は設けない（公務員法などでの懲罰、行政処分は残ります）
  - # 政党による国費を使つてのテレビ・新聞などの国民投票に関する広報は、「議席数比例」とせず「賛否平等」の扱いとする（国際的には常識です）
  - # 有料テレビCMを投票日前の7日間という禁止期間の延長を検討する（これは財力のあるものがCMを垂れ流しにできる仕組みです。積極的に改憲推進の立場を表明している経団連などが乗り出したら、まさに「憲法を金で買う」にもなりかねません。）
- 最低投票率は「一致して拒否」し、「少数の賛成で改憲」の危険があります。発議単位は「関連する事項ごと」となっており個別条項ごととは限りません。国民投票は国民の間の議論を保障することが必要で

## 署名集約状況 2 / 3 現在

会員団体名	署名目標	到達
県労連	20,000	3,976
県教組		1,133
高教組	10,000	221
私学教組		30
自治労連		1,778
県国公		2,145
福祉保育労	3,000	70
平和委員会	5,000	666
民青同盟		
新婦人	20,000	14,055
商工団体連合会	15,000	16,494
自由法曹団		
地域人権連		
高退協		100
治維同盟		
梅原憲作		
共産党県委員会	40,000	2,454
医労連		77
民医連		11,797
学習協		
山下道子法律事務所		
退教協		750
退婦教		3,340
農民組合		
その他		
街頭署名		3,119
小計		62,205
母連		11,449
うち重複集約（報告）分		9,269
有権者過半数目標／到達合計	331,000	64,385
こうち九条の会街頭署名		4,282

すが、与党民主党の最短60日という案は不十分です。1958年フランスの植民地であったアルジェリアで反乱が起こったとき、ドゴールが登場して憲法改正の国民投票を実施しました。発議後わずか3週間で国民投票を実施、国民的英雄と見られていたドゴール人気もあって80%の賛成で承認されました。しかしそれは非常措置の規定を含むなど強権政治を確立するものとなりました。今、スペインやスウェーデンでは改憲案の発議は総選挙をはさんで2度行わなければなりません。国会での改憲案発議後選挙、その選挙で選ばれた議員が発議しなすという慎重さです。